

I. はじめに 〈南国市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経過〉

第1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。
- そのため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定された。

第2. 国及び県における取組の経緯

- 新型インフルエンザに係る対策については、特措法の制定以前の平成17年12月に、国の行動計画を踏まえ、高知県（以下「県」という。）が「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分改定がされてきた。
- 平成21年に、新型インフルエンザ（A／H1N1）が世界的な大流行となり、国の行動計画に基づき対策を行ったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。
- この教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年5月に、特措法を制定するとともに、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が策定された。平成25年12月には政府行動計画の策定を踏まえ「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」が策定された。
- 政府行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。
 - ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症。（以下「新型インフルエンザ」という。）
 - ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同時に社会的影響が大きいもの。

第3. 市における取組の経緯

- 南国市（以下「市」という。）では、「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、平成22年9月に「南国市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

○平成25年3月には、特措法に基づき「南国市新型インフルエンザ等対策本部条例」を定めた。

○また、平成27年4月、特措法第8条に基づき、政府行動計画、及び県行動計画を踏まえ「南国市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定。

○市行動計画に基づき、マニュアル等を別に策定し、具体的な対策を講じていくものとする。新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、見直す必要がある場合は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

Ⅱ．市における対策の基本方針

第１．新型インフルエンザ等対策の基本方針

１．目的及び対応項目

○国は、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を「主たる目的」として対策を講じていくこととしている。

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- ・国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

○新型インフルエンザ等対策は、国全体で取り組むべき重大な課題であり、市としての対応については、国及び県の動きと一体となった対策を基本とし、地域の実情に合わせた行動が重要となる。

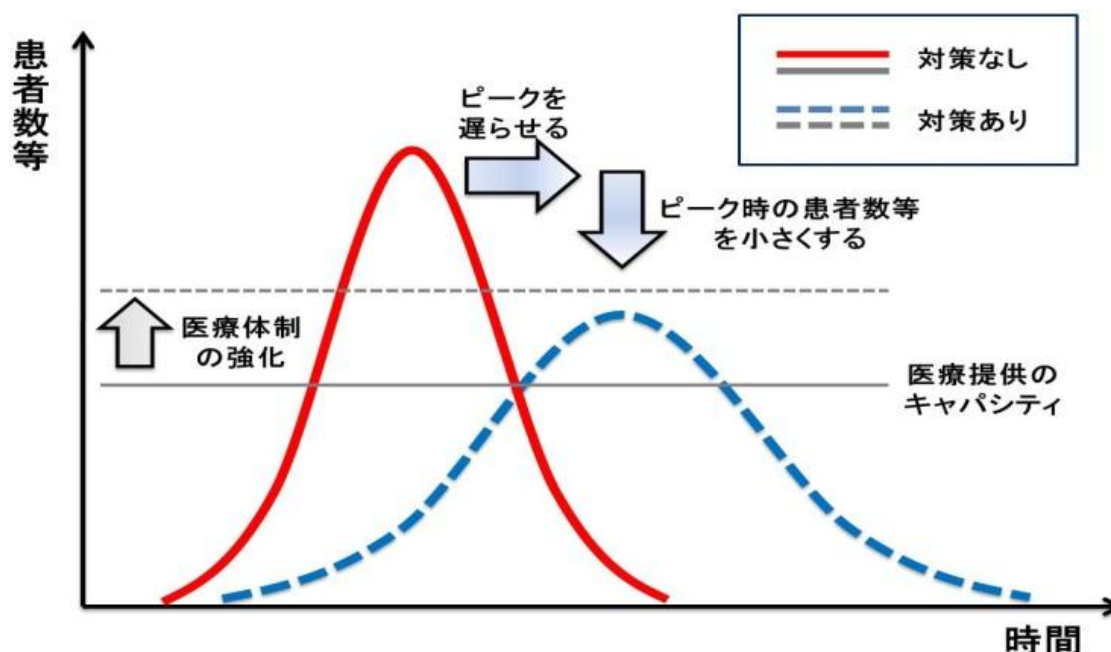
○このため、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題として位置付けるとともに、「住民の生命及び健康を保護し、生活等に及ぼす影響を最小限にとどめる」ことを目的とし、下記２点を「主たる対応項目」として対策を講じる。

〈主たる対応項目〉

(１)感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(図) 対策の効果 概念図



(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2. 基本的な考え方

○新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

○そこで、本市の社会状況や医療体制などを考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、Ⅲ. 各論、各段階における対策において、発生段階ごとに記載する。)

○なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、国及び県と連携し、市行動計画で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

○県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、※指定(地方)公共機関、事業者等は相互に連携して、医療の確保や住民生活、住民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、予め計画していたとおりには実行できないことが考えられるので、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

※指定(地方)公共機関とは

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、都道府県の区域を越えて事業を営むもののうち、政令で定めるもの(国が指定するもの)を「指定公共機関」(特措法第2条第6号)といい、都道府県の区域内で事業を営むもののうち、都道府県知事が指定するものを「指定地方公共機関」(特措法第2条第7号)という。

新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。

○新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。そのため、新型インフルエンザ等対策として日頃からの手洗いなど季節性インフルエンザに対する対策を基本とする。

○治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

3. 実施上の留意点

○市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国及び県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

○市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携をもとに、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

○具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 関係機関相互の連携協力の確保

○市の新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）、政府対策本部及び県の新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

○市対策本部長は、関係機関との総合調整を行う必要がある場合には、県対策本部長に要請する。

(3) 記録の作成・保存

○市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

○新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

○市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

○新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

○また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

○市行動計画の策定に際して想定した患者数等については、政府行動計画及び県行動計画の推計に基づき、一つの例として次のように想定した。

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

○全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定して推計。

・当該推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫・接触感染を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

・特に、高知県は高齢化率が高いことから、国の推定値より健康被害が大きくなる可能性がある。

			全国	高知県	南国市
医療機関を受診する患者数 (外来患者数＋入院患者数＋死亡者数)			1, 740万人 (1, 300万人～ 2, 500万人)	103, 561人 (77, 373人～ 148, 795人)	6,647人 (4, 966人～ 9, 550人)
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	53万人	3, 154人	202人
		重度	200万人	11, 903人	764人
	死亡者数	中等度	17万人	1, 011人	65人
		重度	64万人	3, 809人	244人
1 日当りの		中等度	10. 1万人	601人	39人
最大入院患者数		重度	39. 9万人	2, 374人	152人

新型インフルエンザが発生した場合の患者数の試算

※国の想定を単純に本市のH27.2.28 現在人口48,386人との比で試算

※中等度は、アジアインフルエンザ等を参考に致死率0.53%として数の上限を推定

※重度は、スペインインフルエンザを参考に致死率2.0%として数の上限を推定

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

○新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。
- ・罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。
- ・罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが従業員自身のほか、むしろ家族の世話、看護(学校・保育施設の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため出勤が困難となる者、不安により出勤しないものがあることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

第3. 対策推進のための役割分担

○新型インフルエンザ等対策を進めるに当たっては、国、県、市、関係機関及び住民が一体となった対策が必要であり、その役割については以下に示す。

1. 国の役割

○国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

○国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

2. 県の役割

○県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

○県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、その中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応を行う。

3. 市の役割

○市は、新型インフルエンザ等の発生前は、南国市地域防災計画の枠組みを通じ、推進体制の手順に従うとともに、庁内での連絡調整を図りながら情報の共有と対策協議・調整を行い、全庁一体となった取り組みを総合的に進める。

○市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援等に関し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

○市は、市行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくとともに、必要最小限の行政サービスを維持するため、事業継続計画の策定を全庁的に進める。

○市は、国及び県が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を住民に周知し、不安の解消及び混乱の防止を図るとともに、保健福祉センター等において住民の感染予防策の徹底に努める。

○市は、国が緊急事態宣言を発令した場合は、速やかに「市対策本部」を設置し、国及び県の基本的対処方針を踏まえつつ、全庁一体となって対策を進める。

4. 医療機関等の役割

○新型インフルエンザ等による住民の健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関及び薬局は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を進める。

○医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携を進める。

5. 学校・保育施設等の役割

○学校、保育施設等は、日頃から生徒・児童の健康状態を把握するように努めるとともに、学校・保育施設等での感染予防対策を徹底する。

○学校、保育施設等は、未発生期の段階から、全国的に実施されるサーベイランスに協力する。

○学校、保育施設等は、新型インフルエンザ等が国内・県内で発生した後において、県が勧告・要請する感染予防策の徹底や臨時休校等に可能な限り協力する。

6. 指定(地方)公共機関の役割

○指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

7. 登録事業者の役割

○特措法第28条に規定する登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

○登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

8. 一般事業者の役割

○一般事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

○一般事業者は、住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から県及び市が勧告・要請する感染対策の徹底を行う。

9. 住民の役割

○住民は、新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

○住民は、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

○住民は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

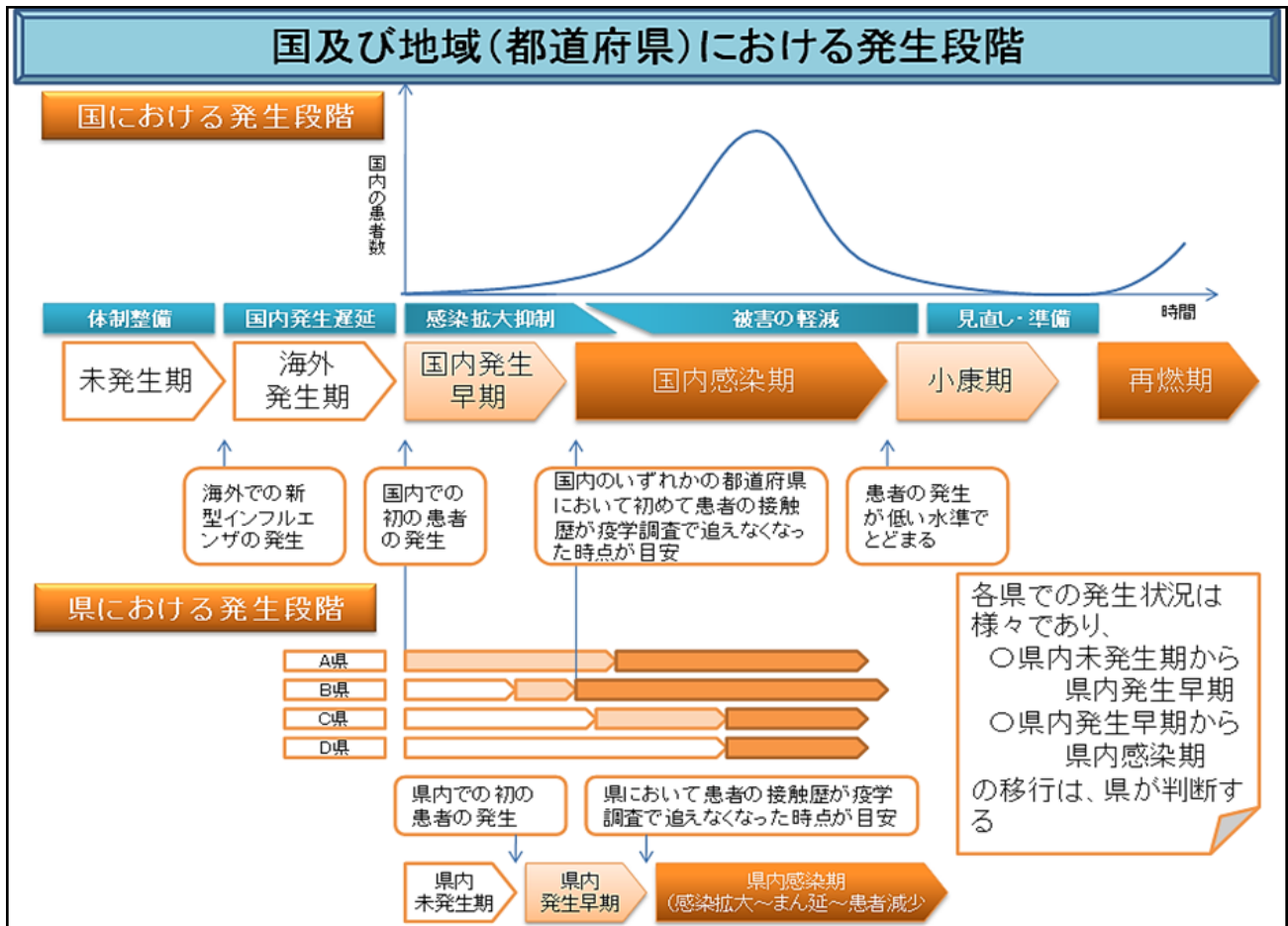
第4. 対策の基本項目

1. 発生段階

○国、県、市、関係機関等では、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと。さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することによって留意する。

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状況
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(図) 発生段階



2. 主要な対策6項目

○市行動計画は、その目標と対策を政府、県行動計画に準じて「(1)実施体制」「(2)情報収集・提供・共有」「(3)感染予防・まん延防止に関する措置」「(4)予防接種」「(5)医療」「(6)住民の生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けている。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等について以下に示す。

(1)実施体制

○新型コロナウイルス等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の住民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、県、市、指定(地方)公共機関等事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

○新型コロナウイルス等の発生前は、推進体制の手順に従うとともに、庁内の連絡調整を図りながら情報の共有と対策協議・調整をおこない、全庁一体となった取り組みを総合的に進める。県や指定(地方)公共機関等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

○市は、国が緊急事態宣言をした場合は、速やかに「市対策本部」を設置し、国及び県の基本的対処方針を踏まえつつ、全庁一体となって対策を進める。

○市は、国の基本的対処方針が示される前に国内で発生した場合は、国及び県の意見を踏まえ、「市対策本部」を設置する。

○市行動計画の作成に際し、医学・公衆衛生学の学識経験者の意見を聴き、発生時には医学・公衆衛生学の学識経験者等の意見を適宜適切に聴取する。

○市対策本部の構成、職務、掌握事務は、南国市新型インフルエンザ等対策本部条例第2条により、以下のとおり定める。

南国市新型インフルエンザ等対策本部の構成

本部長 市 長		副本部長 副市長	<u>本 部 員</u> 教育長 消防長 総務課長 危機管理課長 企画課長 情報政策課長 市民課長 長寿支援課長 環境課長 農林水産課長 商工観光課長 福祉事務所長 学校教育課 幼保支援課長 生涯学習課長 上下水道局長 保健福祉センター所長 その他市長が職員から任命する者

(2)情報収集・提供・共有

○市は、迅速な対策を実施するため、積極的な情報収集により状況の把握に努め、住民や関係機関等への迅速かつ正確な情報提供を行う。また、住民からの相談に対して適切な情報提供が実施出来る体制を確保する。

ア. 情報収集・提供・共有の目的

○市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、市、医療機関、薬局、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であり、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、薬局、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必要である。

○コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供ではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ. 情報提供手段の確保

○住民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人や障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のための多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、出来る限り迅速に情報提供を行う。

ウ. 発生前における住民等への情報提供

○情報提供は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを住民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

○発生前の適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に住民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、その保護者等に対して、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行う。

エ. 発生時における住民等への情報提供

(ア) 発生時の情報提供

○市は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

○住民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝え、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

○住民への情報提供については、

- ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること。(感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと。)

- ・個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること。

などを伝え、未発生期から小康期に至るまで認識の共有を図ることとする。

(イ) 住民の情報収集の利便性向上

○市は、直接住民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。

オ. 情報提供体制

○情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図る事が肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。

○予防・まん延防止を図るために、広報担当を配置し、各課との情報共有も図り、広報における役割分担を決定するとともに広報体制を整備する。

○広報責任者は広報担当による広報(取材)対応の徹底を図るとともに、報道機関に対する広報窓口の周知徹底を図る。

○市は、新型インフルエンザ等の海外発生期以降においては、住民からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(3) 感染予防・まん延防止に関する措置

○新型インフルエンザ等の流行のピークを遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保する。

○流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制を維持する。

○個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、様々な影響があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、状況の変化に応じて実施する対策の決定や縮小・中止を行う。

ア. 個人における対策

○県内における発生の初期段階から、必要に応じて、県が行う、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置に協力する。

○マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

○新型インフルエンザ等緊急事態においては、県や市が行う、不要不急の外出自粛要請を周知する。

イ. 地域対策・職場対策

○県内における発生の初期段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

○新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ行う、民間の施設の使用制限の要請等を周知する。

(4) 予防接種

○ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を維持することは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

○新型インフルエンザ対策のワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

ア. 特定接種

○特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときは、国の基本的対処方針により臨時に行われる予防接種（以下「特定接種」という。）を行う。

○特定接種は、登録事業者に対しては国が実施主体として、地方公務員に対しては県又は市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。

○市は、特定接種が円滑に行えるよう国及び県の協力を得ながら、未発生期から接種体制の整備を図る。

イ. 住民接種

○住民に対して、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種（以下これらを「住民接種」という。）を行う。

○住民接種については、市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。

○市は、住民接種が円滑に行えるよう国及び県の協力を得ながら、未発生期から接種体制の整備を図る。

ウ. 留意点

○危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断、決定される。

(5) 医療

○市は、高知県中央東福祉保健所（以下「保健所」という。）が中心として設置する郡医師会、薬剤師会、地域の中核医療機関等の関係者からなる対策会議への参加など、地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

○市は、県等が「帰国者・接触者相談センター」を設置した場合、その周知を図る。

○市は、帰国者・接触者外来等の地域における医療体制について、一般的な広報による情報提供を行う。

(6)住民の生活及び地域経済の安定の確保

○新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市、医療機関、薬局、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分な準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行う。

Ⅲ：各段階における対策

○以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

○新型インフルエンザ等が発生した場合、国が作成する「基本的対処方針」は、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階は、あくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、市行動計画に基づき連携を図りながら、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成等事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 国が提供する海外での発生状況等の情報を継続的に収集する。

1. 実施体制

(1) 行動計画の策定等

○市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(所管：危機管理課、保健福祉センター)

(2) 国・県等との連携強化

○市は、国内外において鳥等の動物のインフルエンザウイルスに人が感染する事例が発生した場合は、国や県の動向等の情報を収集し、今後対応すべき対策を確認する。(所管：危機管理課、保健福祉センター)

○市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県及び他の市町村等と相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(所管：危機管理課、保健福祉センター)

○市は、市における取組体制を整備・強化するために、庁内の連絡体制を整備し、情報の共有と対策協議・調整を行うために、庁議等で初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定を進めるとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。
(所管:危機管理課、保健福祉センター)

2. 情報収集・提供・共有

(1)継続的な情報収集と提供

○市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、情報収集を行うとともに、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター)

(2)体制整備等

○市は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、庁内での情報共有体制を整備する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

○市は、新型インフルエンザ等発生時に住民からの相談に応じるため、国及び県からの要請に基づいて相談窓口を設置する準備を進める。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

○市は、発生前から国、県及び関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて訓練を実施する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

○市は、保健所と連携し、地域住民が混乱しないように新型インフルエンザ等に関する情報を、的確に提供できるよう体制を整備する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

3. 感染予防、まん延防止に関する措置

(1)感染対策の実施

ア. 個人における対策の普及

○市は、住民に対しマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えることといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

○市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

イ. 地域対策・職場対策の周知

○市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染対策について周知を図るための準備を行う。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター)

○市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(所管:危機管理課、学校教育課、生涯学習課、他関係課)

(2)防疫措置、疫学調査等についての連携強化

○市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関との連携を強化する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

4. 予防接種

(1)特定接種

ア. 特定接種の位置づけ

○特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法(第22条及び第23条を除く。)の規定を適用し実施する。(所管:保健福祉センター)

○特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として接種を実施する。(所管:総務課、保健福祉センター)

イ. 特定接種の準備

○市の職員に対する特定接種については、特定接種に関する実施要領・定期予防接種実施要領に準じて、市の体制に応じて集団的予防接種の計画的実施を検討する。(所管:総務課、保健福祉センター)

○特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(所管:総務課、保健福祉センター)

○市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

○市は、特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

○市は、業種を担当する府省庁が特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

○市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を整備することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

○特定接種の実施については、定期予防接種実施要領・特定接種及び住民接種に関する実施要領に基づき作成する「南国市新型インフルエンザ等予防接種実施マニュアル」(仮称)を別に定める。(所管:保健福祉センター)

(2)住民接種

ア. 住民接種の位置づけ

○住民接種は、全住民を対象とする。(在留外国人を含む。)

○実施主体である市が接種を実施する対象者は、市内に居住する者を原則とするが、それ以外の住民接種は下記の者を対象とする。

- ・長期入院・入所者
- ・里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児
- ・市に所在する医療機関に勤務する医療従事者
- ・市に所在する保育所・学校等に在籍する児童、生徒、学生
- ・その他市長が認めるもの

イ. 住民接種の準備

○実施主体である市は、国及び県、医師会、事業者、学校関係者等の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、速やかに市内に居住する全住民がワクチンを接種するための体制の整備を図る。(所管:保健福祉センター)

○市は、予防接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(所管:企画課、情報政策課、保健福祉センター)

○市は、会場について原則、学校・保育所・保健福祉センターなどの公的な施設を活用するが、医学的ハイリスク者については、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。(所管:学校教育課、幼保支援課、生涯学習課、保健福祉センター)

○市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定の締結など、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。(所管:保健福祉センター)

○市は、住民接種に関する実施要領・定期予防接種実施要領等に準じて、地域の実情に応じて集団的予防接種の計画的実施を検討する。(所管:保健福祉センター)

(3)情報提供

○市は、県等と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報を積極的に提供し、住民の理解促進を図る。
(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター)

5. 医療

(1) 地域医療体制の整備

○市は、郡医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関等の関係者からなる、保健所が設置する対策会議への参加など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

(2) 研修等

○市は、県が作成する医療に関する各マニュアルに沿って、医療従事者等に対し行われる、県内発生を想定した研修や訓練に参加・協力する。(所管:企画課、情報政策課、保健福祉センター)

6. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要配慮者への生活支援

○市は、地域感染期における高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡等の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続きを決めておくように努める。(所管:長寿支援課、福祉事務所、保健福祉センター)

○市は、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高齢者世帯、障がい者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める。(所管:長寿支援課、福祉事務所、保健福祉センター)

(2) 火葬能力等の把握

○市は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に協力する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に協力する。(所管:危機管理課、福祉事務所)

○市は、墓地、埋葬等に関する法律において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、地域内における火葬の適切な実施を図ると共に、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うこととなる。(所管:危機管理課、福祉事務所、環境課)

(3) 物資及び資材の備蓄等

○市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、施設及び設備を整備するよう努める。(所管:危機管理課、保健福祉センター)

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況。

【目的】

- 1) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合には早期に発見出来るよう県内のサーベイランス・情報収集に協力する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、市、医療機関、事業者、住民に準備を促す。
- 5) 県内発生をできるだけ遅らせ、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、住民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1. 実施体制

○市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じて、情報の共有と対策会議等おこない、庁内で国の動向等の情報の共有を行うとともに、国が示す初動対応方針に基づき、県と連携し、迅速かつ適切な対策を実施する。県と連携しながら市対策本部設置準備、行動計画等に基づく事前準備を開始する。（所管：危機管理課、保健福祉センター）

2. 情報収集・提供・共有

(1) 情報収集・提供

○市は、情報収集を行うとともに、県が行う住民に対する情報提供（海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体など）、注意喚起について協力する。（所管：危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター）

(2) 相談窓口の設置

○市は、国及び県からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。（所管：保健福祉センター）

(3) 情報共有

○市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。（所管：危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター）

(4)情報提供方法

○市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。(所管:企画課、情報政策課、保健福祉センター)

○市は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。(所管:企画課、情報政策課、保健福祉センター)

3. 感染予防・まん延防止に関する措置

○市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合に、国及び県から発出される感染症危険情報を住民や事業所等に周知する。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター)

○個人における対策の普及及び地域対策・職場対策の周知については、未発生期に準ずる。

4. 予防接種

(1)特定接種の実施

○市は、国及び県と連携して市職員の特定接種対象者に、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

特定接種の対象となる市職員は、以下の職務及び職種とする。

ア.市対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務……(市対策本部員)

イ.市対策本部の事務……(市対策本部の事務局・活動組織職員)

ウ.住民接種の事務、要配慮者への支援事務……(市保健衛生部門職員)

エ.救急搬送事務……(消防本部職員、救急搬送職員)

特定接種の実施は、「南国市新型インフルエンザ等予防接種実施マニュアル」(仮称)に従う。

(2)住民接種の広報・相談

○市は、住民に対して、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(所管:企画課、情報政策課、保健福祉センター)

(3)住民接種の準備

○市は、国及び県からの要請に基づき、予防接種を全住民が速やかに接種できるよう、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制整備の準備を進める。(所管:保健福祉センター)

5. 医療

○市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談があった場合は、県の指示をあおいで帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(所管:保健福祉センター)

6. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要配慮者対策

○新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要配慮者や協力者へ連絡する。(所管:長寿支援課、福祉事務所、保健福祉センター)

(2) 遺体の火葬・安置

○市は、国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。
(所管:危機管理課、福祉事務所)

県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)

- ・県内で、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が発する国内外の情報を出来るだけ集約し、医療機関に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、住民生活及び地域経済の安定確保のための準備等感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は出来るだけ速やかに実施する。

1. 実施体制

(1) 市対策本部の設置

《緊急事態宣言がされていない場合の措置》

○市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、県との連携を強化し、市対策本部を設置する。(所管:危機管理課、保健福祉センター、他関係課)

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

○市は、緊急事態宣言がされた場合、速やかに市対策本部を設置する。(所管:危機管理課、保健福祉センター、他関係課)

2. 情報収集・提供・共有

(1) 情報収集・提供

○市は、情報を収集するとともに、県等と連携し、住民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター)

○市は、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の市内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター)

(2) 相談窓口の体制充実・強化

○市は、県からの要請に従い、国から配布されるQ&A等を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。(所管:保健福祉センター)

3. 感染予防・まん延防止に関する措置

○市は、県等が業界団体等を経由し又は、直接、住民、事業者等に対して行う次の要請の周知を行う。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、学校教育課、幼保支援課、保健福祉センター)

ア. 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨要請。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨要請。

イ. 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底要請。

ウ. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて行われる、学校等の設置者に対する学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すことと、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の適切な実施の要請。

エ. 公共交通機関等に対する、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策の実施の要請。

○市は、県の要請により、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(所管:危機管理課、長寿支援課、福祉事務所、保健福祉センター)

4. 予防接種

(1) 住民接種の広報・相談

○市は住民に対して、住民接種の優先対象者、接種順位やワクチンの有効性、安全性など、接種に関する情報提供を行う。(所管:企画課、情報政策課、保健福祉センター)

(2) 住民接種の実施

《緊急事態宣言がされていない場合》

- パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定期間を要するが、市は、供給可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始する。(所管:保健福祉センター)
- 予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。(所管:保健福祉センター)

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

- 市は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(所管:保健福祉センター)

(3) 住民接種の留意事項

- 以下の項目については、緊急事態宣言が行われている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する住民に対する予防接種、又は緊急事態宣言がされていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種(新臨時接種)両方の留意点について記載する。
- 市は、接種の実施にあたり県と連携して、学校・保育所・保健福祉センターなど公的な施設を活用し、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。また、医学的ハイリスク者については、医療機関に委託することにより接種を行う。(所管:学校教育課、幼保支援課、生涯学習課、保健福祉センター)
- 集団的接種は次の2種類の集団接種を原則とする。
 - ア. 地域での集団接種:接種会場に対象者を参集して予防接種を実施する。
(所管:生涯学習課、保健福祉センター)
 - イ. 施設での集団接種:学校、医療機関、社会福祉施設等において学生、入所者などすでに形成されている集団に予防接種を実施する。(所管:学校教育課、幼保支援課、長寿支援課、保健福祉センター)
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。(所管:保健福祉センター)

(4) 特定接種

- 海外発生期に同じ。

5. 医療

○市は、海外発生期に引き続き、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談があった場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(所管:保健福祉センター)

6. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

(1)要配慮者対策

○市は、要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡等の対応について、国からの要請があれば県と連携し対応する。(所管:長寿支援課、福祉事務所、保健福祉センター)

(2)遺体の火葬・安置

○市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、地域における新型コロナウイルス等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡りよう調整する。(所管:危機管理課、福祉事務所)

○市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、準備している臨時遺体安置所を活用した遺体の保存を適切に行う。(所管:危機管理課、福祉事務所)

(3)水の安定供給

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

○水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を行う。(所管:上下水道局)

(4)生活関連物資等の価格の安定等

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

○市は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないように、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(所管:企画課、情報政策課、農林水産課、商工観光課、他関係課)

県内(国内)感染期

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 住民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、市が実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、住民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動を出来る限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、出来るだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 実施体制

(1) 市対策本部の運営

○県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)に準じる。

(2) 応援等の要請

○市対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置を県対策本部長に要請する。(所管:危機管理課)

2. 情報収集・提供・共有

(1) 情報収集・提供

○市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や、地域内での今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター)

○市は、引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の市内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター)

(2) 相談体制の充実・強化

○市は、県からの要請に従い、国から配布されるQ&A等を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供の実施ができる体制を継続する。(所管:保健福祉センター)

3. 感染予防・まん延防止に関する措置

○市は、県と連携して、業界団体等を経由し又は、直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
(所管:危機管理課、学校教育課、幼保支援課、保健福祉センター、他関係課)

ア. 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

イ. 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。

ウ. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校等の設置者に要請する。

エ. 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

○市は、県の要請に基づき、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。(所管:危機管理課、長寿支援課、福祉事務所、保健福祉センター)

4. 予防接種

(1) 住民接種の広報・相談

○県内(国内)感染期における住民接種に次のような状況が予想されるため、市は住民に対して、県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)に引き続き、住民接種の優先対象者、接種順位やワ

クチンの有効性・安全性など、接種に関する情報提供を行う。(所管:企画課、情報政策課、保健福祉センター)

ア. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

イ. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

ウ. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と平行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

エ. 臨時接種・集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

(2)住民接種の実施

○県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)に同じ。

(3)住民接種の留意事項

○県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)に同じ。

(4)特定接種の実施

○海外発生期に同じ。

5. 医療

(1)住民への周知

○市は、県が決定する県内(国内)感染期の対応について住民に周知する。(所管:企画課、情報政策課、保健福祉センター)

(2)在宅で療養する患者への支援

○市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見守り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。
(所管:長寿支援課、福祉事務所、市民課、保健福祉センター)

6. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

(1)要配慮者対策

○市は、引き続き国から在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請があった場合、県と連携し対応する。
(所管:長寿支援課、福祉事務所、市民課、保健福祉センター)

(2)遺体の火葬・安置

○市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、近隣市町村と協力して円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(所管:危機管理課、福祉事務所)

(3)水の安定供給

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

- 水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を行う。(所管:上下水道局)

(4)生活関連物資等の価格の安定等

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

- 市は、生活関連物資等の受給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、農林水産課、商工観光課、保健福祉センター)
- 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがある時は、国及び県と連携して、適切な措置を行う。(所管:企画課、情報政策課、農林水産課、商工観光課、他関係課)

(5)埋葬・火葬の特例等

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

- 市は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の、国から県を通じ行われる要請を受け、対応する。(所管:危機管理課、福祉事務所)
- 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事が明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の、国から県を通じて行われる要請を受けた場合対応する。(所管:危機管理課、福祉事務所)
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。(所管:危機管理課、福祉事務所、環境課、市民課)

小康期

- ・新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状況。

【目的】

住民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 実施体制

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

○市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を解散する。(所管:危機管理課)

2. 情報収集・提供・共有

(1) 情報収集・提供

○市は、引き続き情報を収集し、住民に対して、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(所管:危機管理課、企画課、情報政策課、保健福祉センター)

(2) 相談体制

○市は、状況をみながら相談窓口の体制を縮小する。(所管:保健福祉センター)

3. 予防接種

(1) 住民接種の広報・相談

○住民接種の広報・相談については、県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)に同じ。

(2) 住民接種の実施

《緊急事態宣言がされていない場合の措置》

○市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。(所管:保健福祉センター)

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

○市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法に基づく接種を進める。(所管:保健福祉センター)

(3) 住民接種の留意事項

○住民接種実施の留意点は、県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)に同じ。

4. 医療

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

○県内(国内)感染期に講じた措置を適宜、縮小、中止する。

5. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要配慮者対策

○市は不要な措置は解除するが、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(所管:長寿支援課、福祉事務所、保健福祉センター)

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

○市は、国、県、指定(地方)公共機関と連携し、地域の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

○市は、県等からの要請に応じ、住民、事業者への呼びかけ等の取り組みに適宜、協力する。(所管:危機管理課、保健福祉センター)